

主な指摘事項 【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

区分	項目	内容	文書指摘件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	<p>契約書又は重要事項説明書等(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については修正を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針について記載すること。 ・従業者の職務内容について記載すること。 ・利用料金のうち「管理費」及び「その他の経費」について、その費用の内訳を明記すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・虐待の防止のための指針の整備について記載すること。 ・虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上)に実施することについて記載すること。 ・虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置について記載すること。 ・記録の保存期間が契約終了後2年間となっているため、契約終了後5年間とすること。 	5件
運営	運営規程	<p>運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置について記載すること。 	1件
運営	業務継続計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施すること。 	1件
運営	掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムにおいて重要事項を掲載すること。 	2件
介護給付費の算定及び取扱い	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画作成担当者が理学療法士等と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画(以下「計画」という。)を作成しているが、計画には3月を目途とする達成目標の記載はあるが、その目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標の記載がないため、目標を設定し記載すること。なお、3月及び各月の達成目標については、利用者自身がその達成度合いを客観視できるよう、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定すること。 ・各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及び3月の達成目標を踏まえた適切な対応を行うこと。 ・3月を超えて本加算を算定する場合、理学療法士等と計画作成担当者の評価に基づき計画を見直す必要があるが、計画の見直しが行われていない。本来、本加算は初回の介護提供日が属する月を含む3月を限度に算定されるものであるため、3月を超えて算定する場合は、必ず評価に基づき計画を見直すこと。 	1件

計10件